

水道水質に関するお知らせ



平成31年度水質検査計画(案)を策定しました

水道局では、より安全で良質な水道水を供給するため、水道法に基づく水質検査を行うとともに、水道局独自の水質検査を行っています。

その水質検査の適正化や透明性を示すため、毎事業年度の開始前に、検査項目、検査対象、検査頻度などをまとめた水質検査計画を策定しています。



このたび、過去の検査結果や寄せられたご意見を基に、平成31年度の水質検査計画(案)を策定しました。計画(案)の概要と平成30年の水質検査結果をお知らせします。

鳥取市

水道局

だより

No.59

2019.3.1

編集 鳥取市水道局経営企画課広報係
 電話 0857-53-7811 (代表)
 0857-53-7953 (直通)
 ファクシ 0857-53-7802

鳥取市水道局ホームページ
<https://www.water.tottori.tottori.jp/>

連絡先

国安庁舎
 電話 0857-53-7811
 ファクシ 0857-53-7802

南地域水道事務所
 電話 0858-76-3118
 ファクシ 0858-85-0672

西地域水道事務所
 電話 0857-85-2526
 ファクシ 0857-85-1049

平成31年度水質検査計画(案)の概要

検査項目

毎日検査項目

1日1回、給水栓水の検査を行うことが義務付けられている項目。「色」、「濁り」、「残留塩素」の3項目です。

水質基準項目

水道法で検査が義務付けられており、全てが基準値に適合していなければならない項目。一般細菌、大腸菌、水銀、鉛など全51項目です。

水質管理目標設定項目

将来、水道水中で検出される可能性があるなど、水質管理において留意する必要がある項目。農薬類、ニッケル、トルエンなど全26項目です。

クリプトスポリジウム等

塩素消毒に強い耐性がある病原生物。「クリプトスポリジウム」と「ジアルジア」の2項目です。

クリプトスポリジウム等指標菌

原水に存在する場合は、クリプトスポリジウム等による汚染の恐れがあることを示す菌。「大腸菌」と「嫌気性芽胞菌」の2項目です。

検査対象

水道法で義務付けられている「給水栓水」に加えて、「原水」を検査します。

検査頻度

検査項目、検査の対象によって、毎日、月2回、月1回、年4回、年1回行うものに分かります。

臨時の水質検査

河川水質汚染事故など、水道水が水質基準に適合しない恐れが生じたときに行います。

農薬の検査時期

農薬が多く散布される夏季に行います。

精度管理

水質検査の信頼性を確保するため、精度管理体制を充実させ、技術レベルの向上に努めていきます。

- 給水栓水……蛇口から出る水道水
- 原水……水道水になる前の天然の水

平成30年の水質検査結果 (1月~12月)

検査項目	検査対象	検査の結果
毎日検査項目	給水栓水	色、濁りについては問題ありませんでした。残留塩素については、必要とされる濃度が確保されていました。
水質基準項目	給水栓水と原水	一般細菌・重金属などの水質基準項目について、全て適合していました。
水質管理目標設定項目	給水栓水と原水	農薬類をはじめとした安全性に関する項目については、目標値を達成し問題ありませんでした。また、より良質な水道水を供給するための項目については、おおむね目標値を達成していました。
クリプトスポリジウム等 クリプトスポリジウム等指標菌	原水	クリプトスポリジウム等指標菌が検出されましたが、クリプトスポリジウムとジアルジアは検出されませんでした。

水道局は、国が定めた水質基準に適合している、安全な水道水をお届けしています。



水道水質に関するお知らせ

水質管理について

水道水(給水栓水)の水質管理を行うことは、水道法で水道事業者の義務として定められています。水道局では、水道法に基づく水質基準に適合していることを確認するため、全給水区域の配水系統ごとの給水栓において水質検査を実施しています。また、各水源の原水についても、水質の変化に対応するため、検査による監視を行っています。

みなさんに安心してお使いいただくために、水源から蛇口までの水質管理に努めています。

水源・原水



原水の水質検査

水質の変化に対応するため、水道局が設定した39項目について水質検査を実施しています。

浄水処理

塩素滅菌、膜ろ過など

塩素を注入して消毒を行うなど、原水を水道水にします。

水道水(給水栓水)



水道水の水質検査

水道水が国の定める水質基準51項目に適合しているか確認するため、水質検査を実施しています。

水道水質 Q&A

質問: 塩素のにおいが気になります。どうして水道水には塩素が入っているのですか?

回答: 水道水が細菌などに汚染されないためです。塩素が水中に残ることで消毒効果が持続します。水道法では、残留塩素濃度が0.1mg/L以上になるよう義務付けられています。塩素のにおいは、水道水が汚染されていない「安全の証し」です。安心してご利用ください。



水質基準について

水道水の安全性を確保するため、水道法で適合することが求められている基準です。人の健康や生活への影響について51項目設定されています。



水銀やヒ素など、人の健康に関する項目

31項目



色やにおいなど、生活上の支障に関する項目

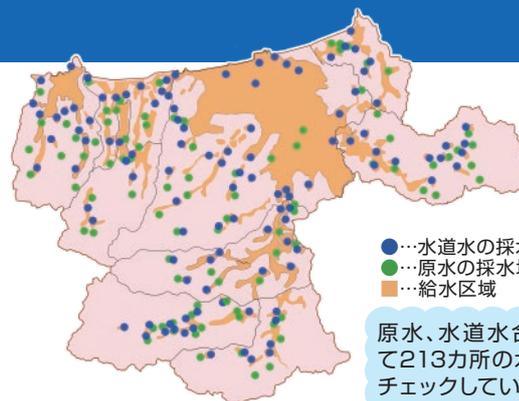
20項目

採水地点について

全給水区域の水質の安全を確保・監視するために水道水、原水合わせて市内213カ所の地点から採取した水を検査しています。

水道水は、113カ所から採水して、水質基準51項目の検査をしています。採水地点は、各配水系統に1カ所以上を定めています。

原水は、全ての水源100カ所から採水して、水道局独自に定めた検査を実施しています。



●...水道水の採水地点
●...原水の採水地点
■...給水区域

原水、水道水合わせて213カ所の水質をチェックしています!

水道水質に関するお知らせ



おいしい鳥取市の水道水

鳥取市の水道水は、法で定められた水質基準だけでなく、昭和60年に厚生省(現厚生労働省)の「おいしい水研究会」が発表した「おいしい水の水質要件」も満たしています。おいしい水の水質要件は、味に関する要素の6項目(蒸発残留物、硬度など)と、おいしく飲むための要素1項目(水温)の合計7項目あり、各項目が指標の範囲内であればおいしいとされています。

●おいしい水の水質要件 ~厚生省「おいしい水研究会」~

項目	効果	指標 [水質基準等の基準値]	鳥取市(江山浄水場給水区域)の数値※1
蒸発残留物	主にミネラルの含有量を示し、量が多いと苦みなどが増し、適度に含まれるとまろやかな味がします。	30~200mg/L [500mg/L以下]	63mg/L
硬度	ミネラルの中で量的に多いカルシウム、マグネシウムの含有量を示し、硬度の低い水はくせがなく、高いと好き嫌いが出ます。	10~100mg/L [300mg/L以下]	27mg/L
遊離炭酸	水に溶けている炭酸ガスのことで、水にさわやかさを与えますが、多すぎると刺激が強くなります。	3~30mg/L [-]	3.3mg/L
過マンガン酸カリウム消費量	水に含まれる有機物の指標で、多く含まれると渋みを感じます。	3mg/L以下 [-]	1mg/L未満※2
臭気強度	においが付くと、不快な感じがします。	3以下 [異常でないこと]	1未満
残留塩素	水に塩素臭を与え、濃度が高いと水の味を悪くします。	0.4mg/L以下 [0.1mg/L以上]	0.31mg/L
水温	水温が低いと、おいしく感じられます。	20℃以下 [-]	18.3℃

※1 本市最大の配水量である江山浄水場給水区域の1年間の平均値(平成30年1月から平成30年12月まで)

※2 全有機炭素(TOC)の値を過マンガン酸カリウム消費量に換算

水道水をもっとおいしく飲むために

水を入れたり、冷蔵庫で冷やしたりするなど、水温を下げることでおいしく飲むことができます。

飲み水は、体温より20~25℃低いときに最もおいしく感じるといわれています。また、冷やすことにより塩素のにおいを和らげることができます。



よく冷やす



1mg/Lとは

1mg/L(ミリグラムパーリットル)とは、1Lの水に1mgの物質が含まれていることを示しています。

- お風呂に例えると…
一般家庭の浴槽は約200Lなので、ここに0.2gの物質が含まれているときの濃度です。



水道水質 Q&A

質問: やかんやポットなどの底に付く白いものは何ですか?

回答: 水道水中には、ミネラル分(カルシウム、マグネシウムなど)が溶け込んでいます。このミネラル分は、水分が蒸発した後に完全に拭き取っておかないと容器の表面に残ります。これが水の継ぎ足しの繰り返しなどで促進されて、やがて人の目にも見えるほど白くなります。もともと水道水に含まれているミネラル分ですので、使用するに当たり健康上の問題はありませぬ。

洗浄後は残った水分を拭き取る、また、容器を使用しないときは水を入れたままにしないことで予防効果があります。



平成31年度水質検査計画(案)と過去の水質検査に関する詳しい内容は、水道局で閲覧ができるほか水道局ホームページ(<https://www.water.tottori.tottori.jp/>)に掲載します。ご意見などは、問い合わせ先にご連絡ください。

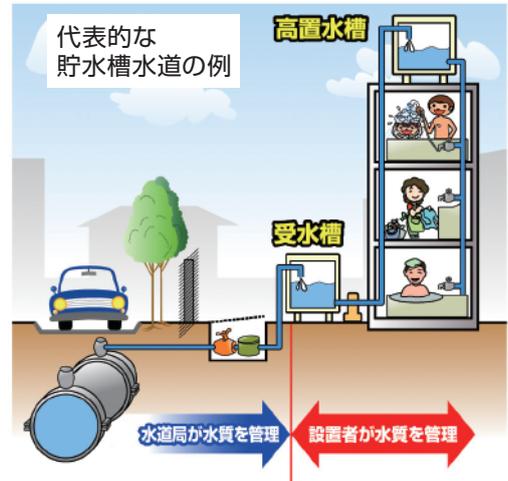
問い合わせ先 浄水課水質検査室 ☎ 0857-53-7963 ☎ 0857-53-7850

貯水槽水道の適正な管理を～設置者のみなさんへ～

ビルやマンション、学校などの多くは、水道水を水槽(受水槽や高置水槽)にためてから利用者に給水しています。このような給水方法を「貯水槽水道」といいます。

貯水槽水道は、水道法などにより設置者の責任で管理を行うこととなっていますので、以下のとおり適正な管理をお願いします。

- 1年に1回、鳥取県登録清掃業者による清掃を行ってください。(有料)
- 1年に1回、検査機関による検査を受けてください。(有料)
検査機関:公益財団法人鳥取県保健事業団 ☎0857-23-4843
- 蛇口から出る水の色、濁り、臭気、味、残留塩素の確認を適時行ってください。
- 供給する水が人の健康を害する恐れがあるときは、直ちに給水を停止し、利用者、住人の方に知らせてください。
- 水槽(受水槽や高置水槽)の点検を適時行ってください。



水槽(受水槽や高置水槽)点検のポイント

- ☑蓋が施錠されているか。 ☑ボールタップなどの定水位装置に異常がないか。
- ☑内部が汚れていないか。 ☑通気管の防虫網が破れていないか。
- ☑本体に亀裂がないか。 ☑配管等の接続箇所に隙間はないか。(雨水などが内部に入り込まないか。)
- ☑周囲は、清潔で整頓されていて、点検を行いやすい環境が保たれているか。
- ☑オーバーフロー管の防虫網が破れていないか、水抜管と排水升との間に適切な間隔があるか。

貯水槽水道は、設置してある水槽の有効容量に応じて、次のように分類されています。

水槽の有効容量が10m³以下のもの…小規模貯水槽水道

問い合わせ先 給水維持課給水係 ☎0857-53-7934 ☎0857-53-7801

水槽の有効容量が10m³を超えるもの…簡易専用水道

問い合わせ先 市役所生活環境課環境衛生係 ☎0857-20-3216 ☎0857-20-3045

集合住宅(アパート・マンションなど)の特例料金 ～集合住宅を管理されているみなさんへ～

水道局のメーターが1個で、2戸以上が使用するアパート、マンションなどの集合住宅では、届け出により、通常の料金計算とは異なる特例料金の適用を受けることができます。

集合住宅の特例料金とは

水道局の設置しているメーターの口径に関係なく、届け出のあった戸数の各戸に口径13mmのメーターが付いているものとし、かつ集合住宅全体の使用水量は各戸が均等に使用したものと見なして計算し、その合計額を集合住宅の水道料金とするものです。

この特例料金の適用によって、1戸当たりの水道料金が一般家庭(口径13mm)並みになります。

適用の基準

- ◆各戸に蛇口が付いていること。
 - ◆水道を使用する戸数の3分の2以上が住居用であること。
- ※使用水量、戸数などの条件によっては、特例料金が通常の料金より高くなる場合があります。
 ※下水道使用料・集落排水施設使用料の計算方法にも適用されます。

問い合わせ先 料金課料金係

☎0857-53-7922 ☎0857-53-7801